

令和7年1月保険契約開始からの

収入保険の見直し等について

1

保険料率の改定

令和7年1月に保険期間が開始する契約から収入保険の保険料率が改定されます！

<保険料率改定表>

【保険方式：80% 補償下限：なし】

令和元年の収入保険の導入以降、新型コロナウイルス感染症等により保険金の支払いが増大したことを反映し、令和7年より保険料率が上がります。

（注）自動継続特約を付加された加入者へお届けしている「自動継続のご案内（※）」に掲載されている保険料は、前年（令和6年）契約の危険段階区分に基づく新保険料率で計算しております。
なお、最終的にご負担いただく保険料は、令和6年契約の保険金の支払状況を加味し決定した、新たな危険段階区分別の保険料率により再算定いたします。

※自動継続のご案内（抜粋）

保険料等（年額）			
保険料	000,000円 危険段階：0区分 （保険料率：2.995%） 激変緩和措置：なし	積立金	000,000円
		付加保険料（事務費）	00,000円
		割引前付加保険料	00,000円
割引適用	0000		

危険段階区分	保険料率 （国庫補助後）	
	改定前	改定後
10	2.514%	5.119%
9	1.699%	3.553%
8	1.641%	3.256%
7	1.583%	2.957%
6	1.526%	2.659%
5	1.468%	2.379%
4	1.410%	2.100%
3	1.352%	1.820%
2	1.294%	1.713%
1	1.237%	1.605%
0	1.179%	1.498%
-1	1.121%	1.390%
-2	1.063%	1.283%
-3	1.005%	1.175%
-4	0.947%	1.068%
-5	0.890%	0.960%
-6	0.832%	0.853%
-7	0.774%	0.745%
-8	0.716%	0.638%
-9	0.658%	0.530%
-10	0.590%	0.449%

長期間保険金を受け取っていない加入者は負担が軽減されます

令和4年以前から加入し、これまで一度も保険金の受け取りがない加入者は前年の保険料より安くなります。

保険金受け取りが一度もない加入者の保険料の例

【保険方式：80% 補償下限：なし 基準収入金額 1,000万円】

	保険料		保険料 差額
	令和6年	令和7年	
令和元年から加入し、保険金の受け取りなし	55,728	45,900	-9,828
令和2年から加入し、保険金の受け取りなし	59,868	53,640	-6,228
令和3年から加入し、保険金の受け取りなし	64,044	61,380	-2,664
令和4年から加入し、保険金の受け取りなし	72,360	69,120	-3,240

2

基準収入金額算定時の特例の見直し

基準収入金額の算定方法の特例について、加入者間の公平性を考慮するとともに、より実態に合った金額の設定となるよう、収入上昇傾向特例及び規模拡大特例の算定式を変更いたしました。

①収入上昇傾向特例による算定式の見直し

< 現 行 >

特例適用時の基準収入：①又は②の低い方

① 被保険者の当該5年間の過去の平均収入金額×単位経営面積当たりの実績農業収入金額の平均増減率を3乗した率

② 見込農業収入金額

< 令和7年1月契約以降 >

特例適用時の基準収入：①又は②の低い方

① 被保険者の当該5年間の過去の収入のトレンドから当期見込収入金額を算定（直線回帰式）

② 見込農業収入金額

②規模拡大特例による算定式の見直し

< 現 行 >

特例適用時の基準収入：①又は②の低い方

① 被保険者の経営面積当たりの過去の平均収入金額×保険期間における被保険者の経営面積

② 見込農業収入金額

< 令和7年1月契約以降 >

特例適用時の基準収入：①又は②の低い方

① 過去5年の平均収入金額+経営面積当たりの過去の平均収入金額×(保険期間における経営面積ー過去5年間の平均面積)×調整係数0.8

② 見込農業収入金額

3

保険期間中における保険方式への変更

これまで前年契約で特約補てん金を受け取られた場合、積立金の積み直しが必要となり、農業収入が減少している中で加入者の負担となっていました。令和7年からはこのような場合、当年契約の基準収入金額算定時（前年契約の実績報告時）に同一補償限度を条件に積立方式の選択を無しにして、保険方式のみの選択へ変更することが可能になりました。

4

畑作物の直接支払交付金の取り扱い変更

これまで直接支払交付金について、基準収入金額設定時は数量払の計算額を用いる一方で、保険金等算出時には実交付額を用いていましたが、今後はいずれにおいても直接支払交付金の実交付額を用いるよう取り扱いを変更いたしました。これにより、直接支払交付金の交付実態に応じた補償を行うことが可能になりました。

ご不明な点については、最寄りの組合までお問合せ下さい。

